

足立区災害廃棄物処理計画

～早期復興への第一歩～

概要版



計画の目的

- ① 迅速かつ適正な災害廃棄物処理
- ② 生活環境の保全及び公衆衛生上の支障防止

災害廃棄物推計発生量

- ・ がれき（建物被害） 約335万トン
- ・ 廃家電（4品目） 約69万台
- ・ 粗大ごみ 約8千トン
- ・ 避難所ごみ 約107トン/日
- ・ し尿 約53万リットル/日

発災から3年で
処理完了を目指す

※被害想定：東京湾北部地震マグニチュード7.3（冬18時、風速8m/秒）

仮置場候補地の開設

発災に伴う災害廃棄物を分別・保管する一次仮置場の候補地を事前に選定しておき、災害時は、被害状況等を踏まえて、一次仮置場を速やかに開設します。

分別した災害廃棄物は、一次仮置場から資源化を行う二次仮置場へ運搬し、種別に応じた処理を行います。

(1) 一次仮置場候補地

区立公園（野球場・グラウンド等）

313箇所（総面積 1,139,631 m²）

※災害時活動拠点・不適場所の区立公園（40箇所）を除く。

区立公園以外

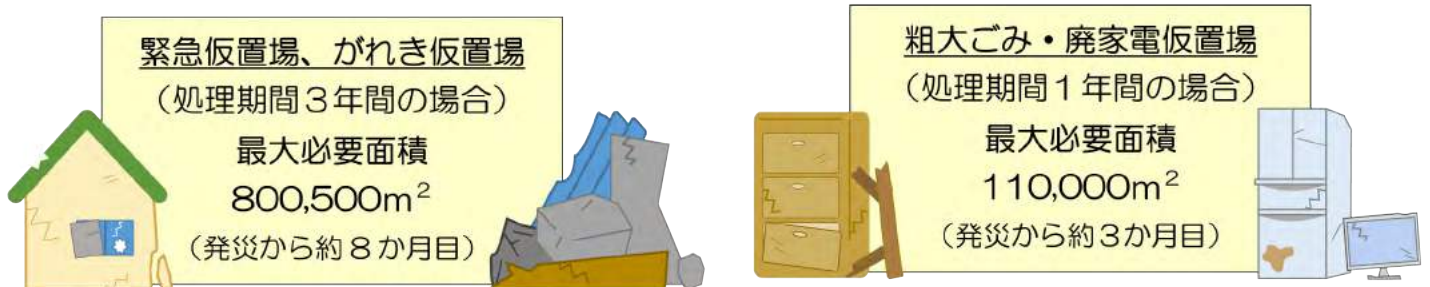
区の廃止施設のほか、国・都等の用地も、平常時から各管理者と協議し、可能な限り候補地とします。

※荒川河川敷（緑地）は、国の計画の中で、仮置場設置に関する検討が行われています。

(2) 一次仮置場の種類

緊急仮置場	緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを分別・保管します。 人命救助や被害状況を踏まえ、近隣路線の区立公園 30 箇所（一次仮置場候補地）から選定します。
粗大ごみ・ 廃家電仮置場	家屋の片づけにより発生する粗大ごみ・廃家電を区民が持込み、分別・保管します。
がれき置場	家屋の倒壊や解体によるがれきを分別・保管します。

(3) 一次仮置場の必要面積（想定）



※限られた区域内で一次仮置場を確保するため、搬入と同時に搬出することを想定し、必要面積を最小限に抑えます。

災害廃棄物処理

災害廃棄物の徹底した分別と最大限の資源化により、ごみの減量を図っていきます。また、適正な処理を推進し、生活環境の保全と健康被害等の公衆衛生上の支障を防止します。

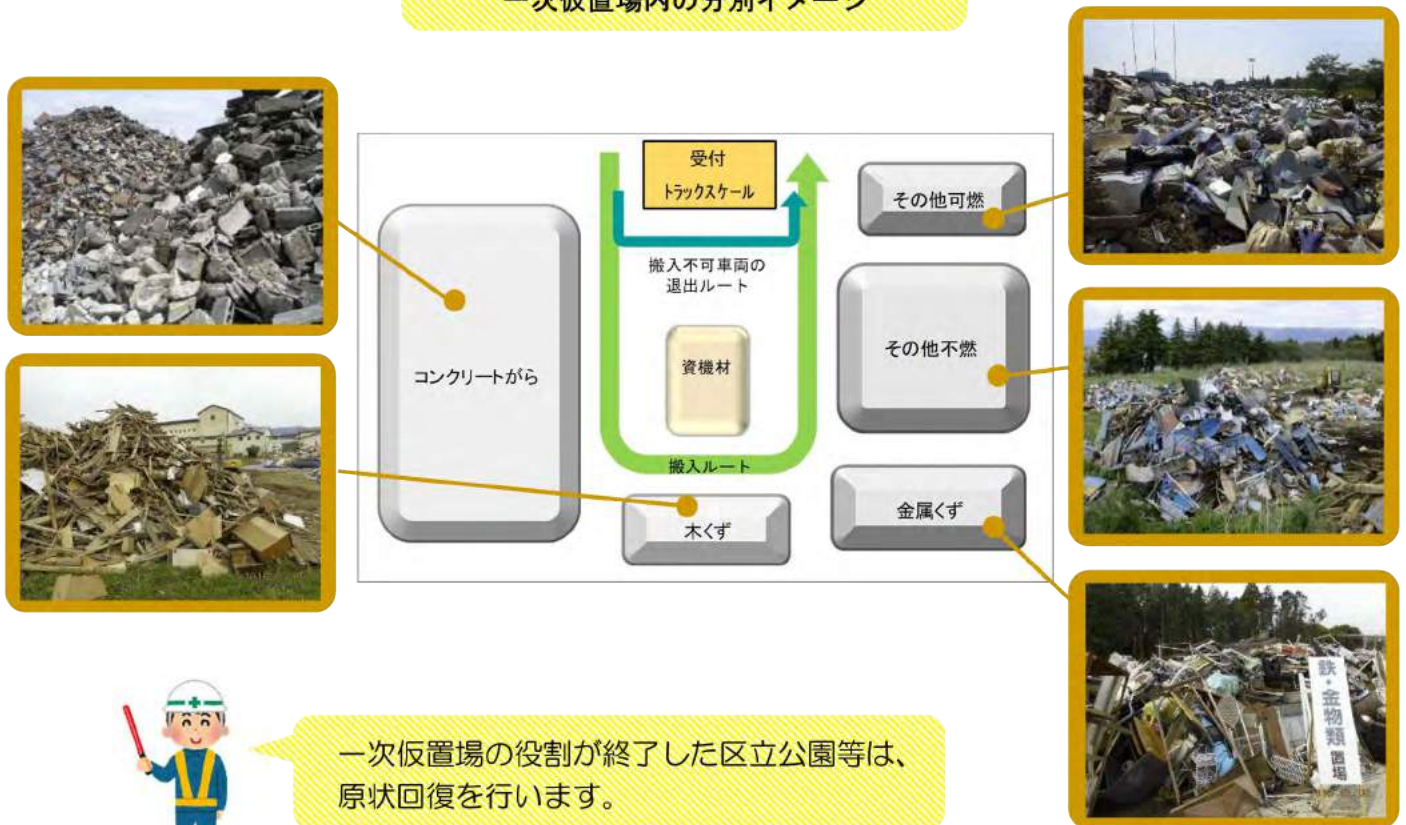
(1) 一次仮置場での分別の徹底

災害廃棄物は、一度混合状態になると処理費用の増大や処理期間の長期化につながります。

一次仮置場内では、搬入する災害廃棄物の確認や看板の設置等により、分別を徹底します。



一次仮置場内の分別イメージ



一次仮置場の役割が終了した区立公園等は、原状回復を行います。

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

(2) 生活環境の保全と公衆衛生上の支障防止

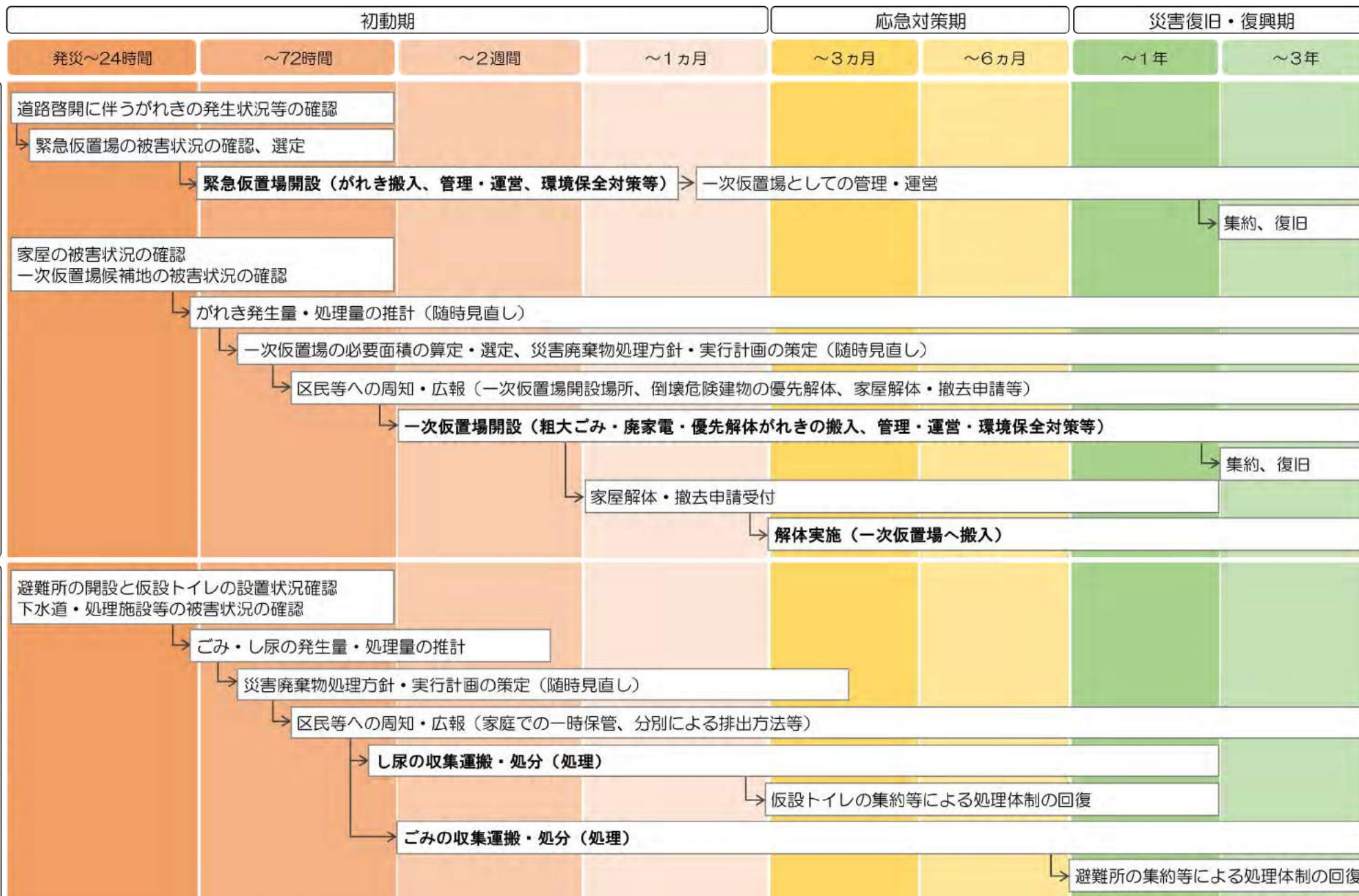
被災家屋等の解体・撤去、収集運搬、仮置きなどの各段階において、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境保全対策を実施し、周辺環境等への影響を最小限に抑えます。

災害廃棄物処理方針及び実行計画の周知徹底

過去の大災害では、粗大ごみや畳等の腐敗性廃棄物が道路に溢れ、交通渋滞や公衆衛生の悪化等が深刻な問題となり、復興の妨げとなりました。

発災後に災害廃棄物発生量等に応じて区が策定する「災害廃棄物処理方針及び実行計画」は、一次仮置場の開設場所や家庭での一時的なごみの保管の協力等の重要な内容を定めるものであり、区民や事業者に周知徹底を図ります。

災害廃棄物処理工程の概要（時系列取組み）



災害がれき等

生活ごみ・避難所ごみ・し尿

2019（平成31年3月）

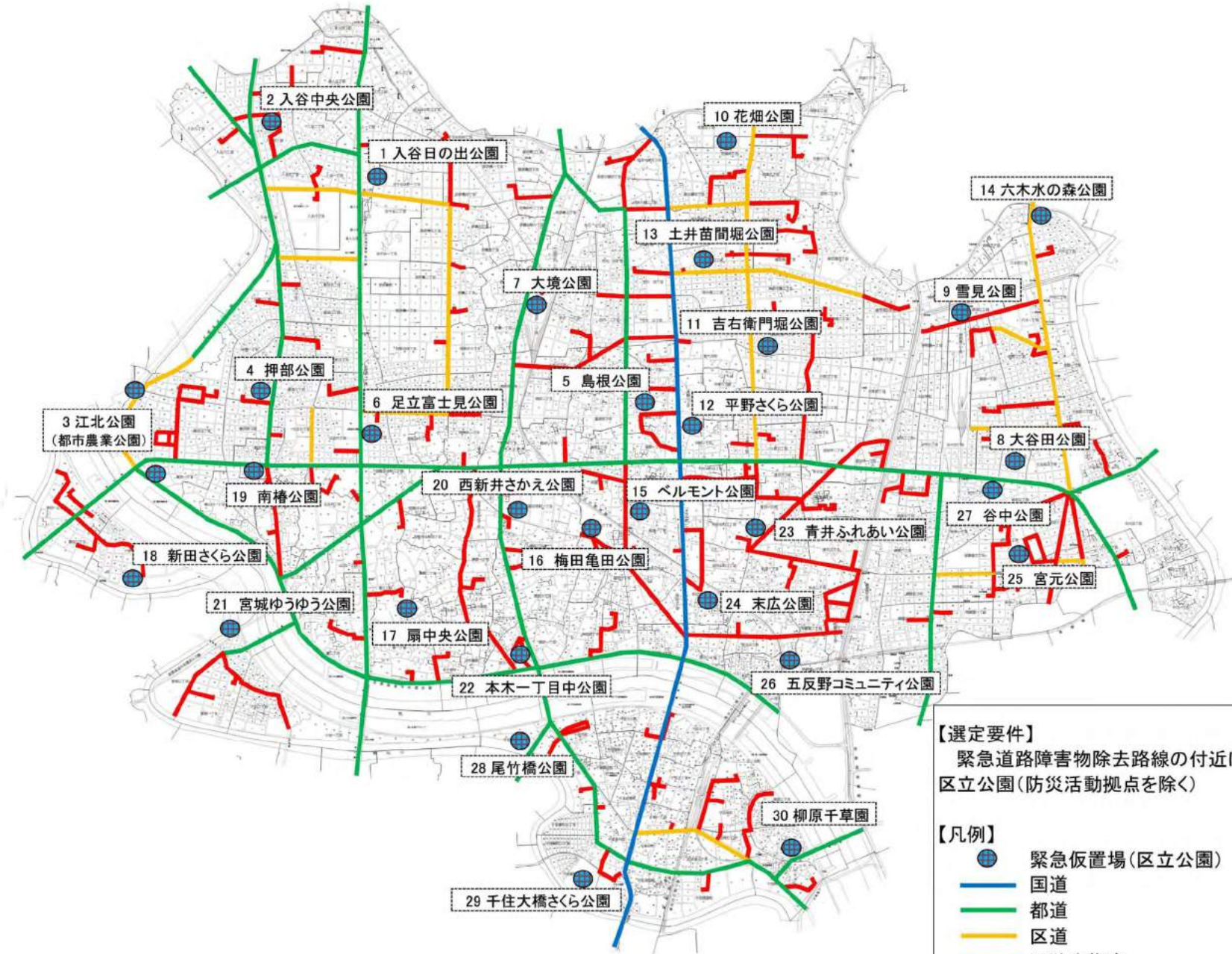
足立区 環境部 ごみ減量推進課

区民の避難行動と緊急仮置場開設までの流れ（イメージ）



項目		発災後 約 1 時間	発災後 約 1 2 時間	発災後 約 2 4 時間	発災後 約 2 4 時間以降
発 災	【区 民】 避難行動	<p>火災の危険</p> <p>一時集合場所</p> <p>町会・自治会指定の場所へ避難（公園・学校、神社等）</p>	<p>自宅倒壊等</p> <p>避難場所</p> <p>延焼火災により一時集合場所が危ない場合に、都指定の避難場所へ集団避難（舎人公園一帯、西新井駅西口地区一帯等）</p>	<p>配慮が必要な方</p> <p>第一次避難所</p> <p>自宅の倒壊・火災等の被害により、自宅で生活ができない場合に、区指定の避難所で生活（区立小中学校、都立高校等）</p>	<p>第二次避難所（福祉避難所）</p> <p>第一次避難所で生活が難しい場合に、区指定の避難所で生活（福祉施設、地域学習センター等）</p>
	【区・関係機関】 災害廃棄物処理	<p>がれき発生</p> <p>・災害対策本部等の立上 ・被害状況等の情報収集 ・道路啓開、人命救助</p>	<p>がれき処理計画</p> <p>消防・警察等によるがれきの除去（道路隅、歩道等へ一時除去）</p>	<p>がれき移動</p> <p>・がれき場所等の把握 ・がれき量の算定 ・緊急仮置場の選定</p>	<p>緊急仮置場の開設（がれき受入）</p> <p>・区民の避難が継続 ・地域の応急対策に使用</p> <p>↓</p> <p><u>＜緊急度に応じた対応＞</u></p> <p>・適切な場所へ避難誘導 ・別な緊急仮置場を利用</p>

緊急仮置場候補地（区立公園30箇所）



【選定要件】
 緊急道路障害物除去路線の付近にある区立公園(防災活動拠点を除く)

【凡例】

- 緊急仮置場(区立公園)
- 国道
- 都道
- 区道
- 区独自指定